

## 茨木市医療機関物価高騰支援給付金支給要綱

### (目的)

第1 この要綱は、物価高騰により経営に影響を受けている市内医療機関に対して給付金を支給することで、当該医療機関の負担を軽減し、もって市内医療提供体制の継続及び維持を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に定める病院をいう。
- (2) 一般診療所 医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、歯科診療所以外のものをいう。
- (3) 歯科診療所 医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、歯科医業のみを行うものをいう。
- (4) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に定める薬局をいう。
- (5) 医療機関 第2第1号から第4号に規定するものをいう。

### (支給対象の医療機関)

第3 給付金の支給対象となる医療機関は、茨木市内に開設している病院、一般診療所、歯科診療所及び薬局であって、令和8年2月1日時点で厚生労働大臣が指定する保険医療機関又は保険薬局であるものとする。ただし、次に定める医療機関は、給付金の支給対象としない。

- (1) 第5の規定により市長が申出を行う日において廃止又は休止している医療機関
- (2) 医療提供に用いる設備を現に有していないこと等により継続的に医療を提供することができないと市長が認める医療機関
- (3) 茨木市保健医療センター条例（昭和52年茨木市条例第43号）第3条に基づき同条第1号の事業を実施する急病診療所
- (4) 大阪府保健所条例（昭和26年大阪府条例第33号）第1条の規定により大阪府が設置する保健所

### (支給額及び回数)

第4 給付金の支給額は、別表のとおりとする。

2 給付金の支給回数は、1医療機関当たり同一年度につき1回を限度とする。

### (支給の申出)

第5 市長は、第3に規定する支給対象の医療機関に対し、給付金を支給する申出を行う。

(支給の方式)

第6 給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

- (1) 第5の規定に基づき市長が申出を行うと同時に発行する茨木市医療機関物価高騰支援給付金振込予定口座通知書(様式第1号)により通知する口座へ振り込む方式
- (2) 茨木市医療機関物価高騰支援給付金振込口座届出書(様式第2号)により、給付金の振込先を市長が定める期間内に市長へ届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

2 前項第2号の方式により給付金の支給を受けるときには、茨木市医療機関物価高騰支援給付金振込口座届出書(様式第2号)に、給付金の振込を受ける口座の金融機関が発行する預金通帳の写しその他の給付金の振込を受ける口座の情報が確認できる書類を添えて指定された期日までに市長に届け出なければならない。

(支給の決定)

第7 市長は、第5の支給の申出後、速やかに支給を決定し、茨木市医療機関物価高騰支援給付金支給決定通知書(様式第3号)により支給対象医療機関へ通知を行い、給付金を支給する。

(支給の取消し等)

第8 市長は、給付金の支給を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年2月6日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、茨木市医療機関物価高騰支援給付金支給事務が終了した日に、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第7の規定により給付金の支給の決定を受けたものに対する第8の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4関係）

区分	支給額
病院	50万円
診療所（一般診療所若しくは歯科診療所又はその併設）	10万円
薬局	10万円

様式第1号（第6関係）

所在地  
医療機関名称  
代表者

茨木市医療機関物価高騰支援給付金振込予定口座通知書

茨木市医療機関物価高騰支援給付金について、下記の口座へ振込み予定であることを通知します。

記

1 振込予定口座

金融機関名  
支店名  
分類  
口座番号  
口座名義

2 支給予定額

円

3 その他

上記振込予定口座の変更が必要な場合は、「茨木市医療機関物価高騰支援給付金振込口座届出書」（様式第2号）を 年 月 日までに提出してください。

年 月 日

茨木市長



様式第2号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

（届出者）

所在地

医療機関名称

代表者

印

（自署の場合は押印不要）

（電話番号 — — ）

茨木市医療機関物価高騰支援給付金振込口座届出書

茨木市医療機関物価高騰支援給付金は、次のとおり指定する金融機関口座へ振り込んでください。

【振込口座】

法人名義の口座を指定する場合は、上記の医療機関名称欄に医療機関名称及び法人名称を記載してください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関							
金融機関名		支店名		分類	口座番号	口座名義	
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本店・支店	本所・支所	1.普通	（右詰め）で記入してください。）	（フリガナ）	
				2.当座			
		支店コード					

  

ゆうちょ銀行の通常貯金（総合口座）				
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。 （※1 6桁目がある場合のみ記入してください。）	記号 （左詰め）でお書きください		番号 （右詰め）で記入してください。）	口座名義
	1	0	※1	

【添付書類】

■振込口座確認書類の写し（裏面に貼付）

【注意事項】

- 振込口座として、上記届出者の医療機関名称又は代表者氏名が口座の名義に含まれないものを指定する場合は、委任状の添付が必要です。
- 「茨木市医療機関物価高騰支援給付金振込予定口座通知書」（様式第1号）で通知する口座への振込を希望する場合、この用紙の提出は必要ありません。
- 医療機関ごとの提出をお願いします。

受付

## 振込口座確認書類の写しを下枠内に貼り付けてください。

振込口座確認書類は、全ての項目が記載されているものとしてください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合：次の①～⑤が記載されているもの

- ①金融機関名
- ②支店名
- ③口座分類
- ④口座番号
- ⑤口座名義(カタカナ)

ゆうちょ銀行の場合：次の⑥～⑦が記載されているもの

- ⑥記号・番号
- ⑦口座名義(カタカナ)

## 振込口座確認書類のコピー(1種類) 貼付

確認書類の写しの例：

ア 通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー (※)

イ キャッシュカードのコピー

※ゆうちょ銀行の場合は通帳見開きのページ全面のコピー

コピー貼り付け欄

### ■チェックリスト

届出の前に以下の項目をもう一度ご確認ください。

- 届出者欄(所在地・医療機関名称・代表者・電話番号)を全て正しく記入し、かつ、押印(自署の場合は不要)しましたか。
- 振込口座欄を全て正しく記入しましたか。

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合：

金融機関名、支店名、口座分類、口座番号、口座名義

ゆうちょ銀行の場合：

記号・番号、口座名義

- 振込口座確認書類の写しを貼り付けましたか。

様式第3号（第7関係）

茨木市指令医第 号

所在地  
医療機関名称  
代表者

茨木市医療機関物価高騰支援給付金支給決定通知書

茨木市医療機関物価高騰支援給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給決定額 円

2 支給（振込）予定日 年 月 日

3 その他

次に該当するときは、給付金の全部又は一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

- (1) 茨木市医療機関物価高騰支援給付金支給要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

年 月 日

茨木市長

印